

太平洋クロマグロに係る遊漁者・遊漁船業者に対する協力要請の状況について

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
日本海北部 ブロック	北海道		
	青森県		
	秋田県		
	山形県		
	新潟県		
	富山県		
	石川県	C	H28. 7. 8

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
太平洋北部 ブロック	北海道		
	青森県		
	岩手県		
	宮城県		
	福島県		
	茨城県		

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
日本海南部 ブロック	福井県		
	京都府		
	兵庫県		
	鳥取県		
	島根県		

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
太平洋南部 ・瀬戸内海 ブロック	千葉県		
	東京都		
	神奈川県		
	静岡県		
	愛知県	B	H28. 11. 11
	三重県	B	H28. 9. 16
	大阪府	B	H28. 12. 9
	兵庫県	B	H28. 11. 11
	和歌山県		
	岡山県	B	H28. 12. 1
	広島県	B	H28. 11. 25
	山口県	B	H28. 11. 28
	徳島県	B	H28. 11. 11
	香川県	B	H28. 11. 21
	愛媛県		
	高知県		
	福岡県		
大分県	B	H28. 11. 15	
宮崎県	C	H28. 11. 29	

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
九州西部 ブロック	山口県	B	H28. 11. 28
	福岡県		
	佐賀県		
	長崎県	C	H28. 10. 1
	熊本県		
	鹿児島県		
	沖縄県		

「操業自粛の方法」欄の凡例

A : 全漁業者が、30kg未満・以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。

B : 全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

C : 一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。

A～C共通 : クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

※ 北海道、青森県、兵庫県、山口県、福岡県については2つのブロックに属しているため、釣りをする海域に応じて確認してください。